

氏名	ほんごうまさつぐ 本郷真紹
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	論文博第465号
学位授与の日付	平成16年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	律令国家仏教の研究

論文調査委員 (主査) 教授 鎌田元一 教授 上原真人 助教授 吉川真司

論文内容の要旨

第I篇 律令国家仏教の特質

古代寺院の機能

七世紀から九世紀にかけて建立された古代寺院の有する機能について、考察を加えた論考。寺院には、日常的に教学の研鑽に励み、また法会を勤修する僧尼の活動の場としての実践的な機能を有する一方で、その伽藍をしてこれを目にする者に威圧的な印象を与えると共に、聖なる空間を実感せしめる感覚的な機能が存在した。古代寺院に関する先行研究の多くは、前者の実践的な機能に関心が集中し、その側面から、鎮護国家等の功德の担い手としての役割が強調され、それをもって古代寺院の総体的な性格と捉えられる場合が一般的であったが、本論考では、逆に後者の感覚的な機能に注目し、段階的な検討を加えることによって、古代寺院の性格の変遷とその意義を究明せんとした。

七世紀に古墳の役割を継承する存在として築造された寺院は、建立主体の権威を標榜するものであり、同時に中央の官大寺に模した規則的な伽藍配置を通じ、朝廷、就中仏教の興隆主体たる天皇の権威を現すものとして機能せしめられた。天平期には、聖武天皇直筆の経巻を七重塔に納めてその権威を標榜するための国分寺が建立され、国分尼寺と共に特定經典の教説に依拠する新たな性格の寺院が出現したが、新たな皇統の確立を強調する桓武天皇は、前皇統との関係もあり、長岡・平安への遷都に伴う平城の官寺の移転を認めず、寺院の感覚的な機能に依拠することなく、逆に梵釈寺や東寺・西寺といった、実践的機能を有する寺院を相次いで建立した。以後九世紀になると、従来特定の官寺により担われていた実践的機能は、定額寺・御願寺等の寺院もこれを負うようになり、古代寺院の性格に変化を来すことになった。

律令国家と僧尼集団—国家仏教から教団仏教へ—

前章と関連して、律令制下で国家仏教の担い手としての役割を帯びた僧尼について考察したもの。僧尼の生産(得度)の権限は国家により掌握され、また国家の定めた僧尼令を基本とする法の拘束を受けるなど、僧尼は国家の全面的な管理統制下に置かれたが、これを異例の事態と見做すのは僧尼集団(教団)の俗権に対する相対的な自立性を認める現代思维と言うべきもので、律令制下では僧尼は個別人身支配の方針に則り、国家の設定した一つの階層として位置付けられたことからすれば、その身分を国家が掌握するのは寧ろ当然であった。国家は僧尼に対し、国土・王権の擁護を主とする功德の確保を期待して教学研鑽と山林修業を奨励したが、同時に、古代寺院と同様に清浄性を創出・維持すべき存在として期待を寄せた。

本来僧尼は、高学・高德の人物を選定し、毎年一定数の得度を許可する(年分度)のが原則であったが、天皇等の病氣平癒或いは追善を目的に臨時得度が行われるようになり、特に天平年間の大仏造立期には、聖武の病氣平癒祈願と仏国土建設の理念に基づき、事業協力者等に対する大量の臨時得度が頻繁に行われたことから、粗製濫造の弊害を生ぜしめることになった。称徳朝以後大量得度は行われなくなったが、特定の個人に対する褒賞的意義を付して、臨時の得度が行われた。桓武朝には、得度規定の厳格化が図られ、俗官による検察の強化が命じられたが、数的な増加を大きな要因として僧尼を直接把握することが事実上困難になると、僧尼の統制は寺院や宗を単位とする僧尼集団の手に委ねざるを得なくなり、その流れの

なかで、桓武の晩年に最澄の奏請に基づき宗ごとの年分度者数が規定された。これは、宗派（教団）という一定の自立性を有する集団の再生産を保障することを意味し、僧尼との関係における律令国家仏教の特質は失われ、競合的に国家の期待する役割を教団に担わせる体制へと転換してゆくことになった。

第Ⅱ篇 天平仏教の史的意義

国家仏教と宮廷仏教—宮廷女性の役割—

後宮で担われた宮廷仏教の特質とその展開について考察した論考。律令国家仏教成立以前より、後宮の女性により宮廷仏教が担われた痕跡が認められるが、律令制下においても、外廷的性格を有する国家仏教において興隆の主導権を握る天皇は、その神権的性格故にあくまで外護者としての立場を守らねばならなかったため、内廷的性格の宮廷仏教は、後宮の女性にこれを担う役割が付された。聖武天皇の皇后となった光明子は、その母母犬養三千代の影響もあり、特に厚い仏教信仰を有したが、相次ぐ社会異変に自身の危機感を募らせる夫帝を救うため、大規模な仏教興隆事業の企画推進を勧めた。その際、自らの皇后としての立場と、娘阿倍内親王の皇太子としての立場を同時に補強する目的で、天皇の権威を標榜する国分寺と並んで法華経に依拠する国分尼寺を建立し、皇后宮も法華寺に転用することで、後宮の宗教的権威の標榜を図った。法華経に後宮の女性を菩薩の化身と位置付ける教説の見られたことが、同経重視の最大の要因と考えられるが、これを講説し、註釈書を著したとする伝を有する聖徳太子を顕彰し、同時に最初の女帝たる推古天皇の仏教信仰を強調することで、その正当性を先例に求めようとした。唐の武則天に範をとったと目される宗教政策が推進された結果、従来の国家仏教の性格は変容し、宮廷仏教と混在して、その要素が色濃く見受けられるようになった。

天平期の神仏関係と王権

奈良時代に生じた神仏混淆の現象と、これを容認せしめた政治的背景について考察した論考。霊龜年間における越前の氣比神の例を初めとして、八世紀前半には、仏教への帰依を求める神祇の例が見受けられるようになった。早い段階からその痕跡を留める神祇に共通する特色として、北陸道など外来文化の影響を直接に受けた地域に多く見られる点が指摘出来る。こういった地域には古くから渡来人が来往したことが、朝鮮半島系の神を祀る神社の例などから窺われ、大陸・半島系の宗教の複合的な影響を受けた神格が存在したことが想定できる。天平期に光明皇后の影響で聖武天皇はじめ朝廷の仏教信仰熱が著しく高揚すると、これらの神々が注目を集めるようになり、国家の厚遇を受ける存在となる。具体的には、神階が授与され、それに見合う経済的特典が付与されるといったものであるが、とりわけ豊前の宇佐八幡宮に対しては、藤原広嗣の乱鎮撫の功績等により、教典・度者・三重塔が贈られ、また大仏造立への協力を託宣したことで品位が授けられ、平城京に勧請されるなど、特別の待遇が施された。こののち神仏混淆の兆しが色濃く見受けられるようになるが、その背景には、在来の神祇信仰に基づく神権的性格を有する存在であるが故に、仏教との直接の接触が忌避され、あくまで外護者としての立場を守るべき存在であった天皇が、最終的には自らの出家に至るまでに仏教を信仰したことで、これを正当化するための理論と先例が必要となったという事情がある。そこで、早くから仏教の要素を内包した地域の神々を厚遇し、ひいては仏典に説かれた護法善神の思想を日本の神祇にも適用せんとしたが、同時に、仏教的な菩薩や天のイメージを神格を有する天皇に付与することで、双方の宗教的権威の確保を目論んだと推察される。

『元興寺縁起』の再検討—仏教公伝戊午年説をめぐって—

『元興寺縁起』撰進の意義を踏まえ、従来『日本書紀』の仏教公伝壬申年（五五二）説よりも相対的に有力視されてきた『元興寺縁起』所伝の戊午年（五三八）説について改めて考察を加えた論考。聖徳太子の斑鳩宮跡に法隆寺東院が創建され、太子の命日に法華経講会が催されるなど、天平年間に太子信仰が高揚した背景に、光明皇后や阿倍内親王といった後宮女性による法華経信仰の高揚が存し、その流れのなかで、法華滅罪之寺たる国分尼寺が建立された。法隆寺東院創建の第一の功労者たる元興寺僧行信は、律師から大僧都の地位に昇り、綱務を取り仕切った。僧綱の命により諸寺が撰進した縁起資財帳のうち、『元興寺縁起』には、後宮女性による法華経信仰高揚の要因とも言うべき論理、即ち後宮の女性を菩薩の化身とみる同経妙音菩薩品の一節が、最初の女帝たる推古天皇に因む形で、さらに聖徳太子自身の言葉として引用されている。とすれば、同縁起に見える仏教公伝戊午年説も、後宮の宗教的権威を標榜するという同様の意図で設定された可能性を有することになり、『上宮聖徳法王帝説』等が聖徳太子による講経の年と伝える推古六年戊午（五九八）、或いは、阿倍内親王の誕生年であると同時に、平城元興寺の創建の年でもある養老二年戊午（七一一）に因んで、仏教公伝戊午年が設定されたことが

想定される。いずれにせよ、『元興寺縁起』により二十数年前に成立した『日本書紀』の伝を、その史料的な性格から批判的に捉え、これと異なる『元興寺縁起』の所伝を、より信頼すべき原史料に基づくものとして見做して有力視するのは、適切な評価とは言えないことを説く。

第Ⅲ篇 奈良末・平安初期の展開

宝亀年間に於ける僧綱の変容

律令体制下で僧尼教導の役割を帯びた僧綱の性格についての考察。僧尼令に規定されるように、本来は僧尼の推薦に基づき補任すべき僧職であったが、実際には俗権、特に天皇等の意向に基づく補任が往々に行われ、その際に重視された最重要な要素も、他の僧尼の尊崇を受けるに値する教学に対する深い認識といった高僧の条件よりも、効験のある治病能力とその功績というのが、一般的であった。とりわけ天皇の病等に従事して功があったと目される僧は、大僧都や僧正といった高い位に直任される場合が多く、それがひいては聖武朝の僧正玄昉や称徳朝の法王道鏡を現出させたという事が出来る。これに対する反省から、称徳崩後に即位した光仁天皇の時代に、僧綱の補任制度に対する梃子入れがなされ、治病能力を補任の条件から切り離す為、看病の役割を担うべき専門職として十禪師を設置した。その結果、僧綱の日常の役務については、特定の僧綱がこれに専当するという前代の体制が改められ、僧正以下僧綱の全員が原則として直接綱務に携わるという体制が確立された。補任の経緯も、律師から少僧都・大僧都を経て僧正へという昇進が一般的となり、極めて官人的な性格の強い存在となる。桓武朝には、俗権による僧尼の管理が強化され、僧綱も時として俗官の監督下に置かれたりしたが、律令体制の弛緩と並行して、次第に名譽的な存在となっていった。

内供奉十禪師の成立と天台宗

前章の続編として、僧綱の変容と密接な関係を有する十禪師の性格と、内供奉十禪師の成立、および伝統的にこの僧職を重視した天台宗僧について考察した論考。宝亀三年（七七二）に設置された十禪師は、主として京外で山林修業を行う有験の僧から補任がなされ、必要に応じて召し出されて天皇等の看病の任務に就いた。桓武朝に十禪師に任じられた最澄もまた、元は近江国分寺僧で比叡山寺（後の延暦寺）で修業を営む禪師的な存在であったが、彼はこの十禪師職を通じて官人の知遇を得、その学識が評価されるようになった。やがて最澄は入唐留学を願い出、渡唐を果たしたが、その際唐で内道場に勤仕する内供奉僧と日本の十禪師に共通する性格が存したことから、唐では自らを内供奉僧と称した。この最澄の存在を通じて日本の十禪師は内供奉職を帯びることとなり、内供奉十禪師と称されるようになった。のち唐留学を果たした円仁や円珍も、唐においては専らこの称を用いたが、最澄が大乗戒壇の設立を巡って南都の僧綱と論争を展開した際、僧綱の存在自体を批判したことから、天台僧は僧綱の地位につけず、従ってこの内供奉十禪師職が朝廷の要人との関係を取り結ぶ唯一の手段となった。十禪師職設置の経緯から、僧綱と十禪師の兼帯は認めないという原則が打ち立てられたが、やがて天台僧も僧綱に任ぜられるようになると、天台僧の間でこの僧職が祖師最澄に縁の深いものとして認識され、重視されたことから、僧綱との兼帯が例外的に認められた。

光仁・桓武朝の国家と仏教―早良親王と大安寺・東大寺―

称徳天皇崩御により天平仏教は終焉を迎えるが、これに続く光仁・桓武朝において、仏教との関係で重要な意義を有した早良親王（光仁皇子）の去就を通じて、当時の国家と仏教の関係を考察した論考。光仁天皇は聖武朝以来の仏教偏重の姿勢を正し、また皇統の交替を踏まえて聖武天皇一家ゆかりの寺院に対する過剰な保護策を改め、大安寺を元通り第一の官大寺の地位に復して、国家と仏教の関係の刷新を図ろうとした。その頃、かつて東大寺で出家し僧籍にあった早良親王は大安寺に移り、親王禪師として東大寺の伽藍の整備に携わっていた。実兄桓武天皇の即位に伴い早良は還俗して皇太子の地位につくが、長岡遷都後に生じた藤原種継暗殺事件に際し、首謀者の一人として捕えられ、淡路への配流の途上で餓死するという悲惨な最期を迎えることになる。この後皇后藤原乙牟漏をはじめ桓武の周囲で不幸が相次ぎ、早良に代わり皇太子となった安殿親王が病に臥し、また頻繁に異変が生じたことから、これを早良の怨霊の祟りと見做して然るべき対策が講じられた。このように一連の異変を怨霊の為せる業と解釈するのは、宗教的能力に長けた人物でしかありえず、これは、早良が肅清されたことで頼みの綱を失った南部の仏教勢力が、桓武の対仏姿勢に反省を促すべくとった対抗処置ではないかと推測する。

第Ⅳ篇 律令国家仏教の成立と展開

上記第Ⅰ篇から第Ⅲ篇までの考察の結果を総合し、七世紀後半の律令国家仏教成立から九世紀前半の平安初期に至るまで

の展開過程を追い、その歴史的特質の究明を試みた総論。律令国家、中でも特に宗教的権威と興隆・統制の主導権を有する王権と仏教の関係に重点を置き、国家から仏教へ、また仏教から国家へという相互の働きかけと、仏教の国家擁護の機能を中心に論を展開する。とりわけ、国家仏教の変質とも評価すべき新たな方向性が打ち出された天平期の国家と仏教の特質と、そこに果たした光明皇后をはじめとする後宮の役割、これに対する反省から、従来の国家と仏教の関係を是正し、律令国家仏教の原則の再確認を図らんとした光仁朝、或いは、さらに積極的な姿勢で新たな関係の構築を目指した桓武朝を考察の対象として取り上げ、段階的にその史的意義を追求する。

論文審査の結果の要旨

本論文は、七世紀後半から九世紀に至る時期の律令国家仏教の成立と展開の諸段階を、特に王権と仏教の関係に焦点を当てて具体的に跡付け、その歴史的特質を究明しようとしたもので、全体は九編の論考から構成される。古代寺院の機能、国家と僧尼集団との関係、国家仏教と宮廷仏教との絡み、その後者に果たした後宮女性の役割、天平期に顕著となる神仏混淆の現象と王権との関わり、仏教公伝戊午年説成立の思想的・政治的背景、奈良末宝亀年間における僧綱の変容と十禅師設置の意味、内供奉十禅師の成立と天台宗との関わり、光仁・桓武朝の仏教政策、それと早良親王怨霊との関係など、多面的な考察を通じてその全体像を浮かび上がらせた優れた研究と評価しうる。

日本古代の仏教について論ずる場合、常に「国家仏教」という語が用いられ、この国家仏教の性格や成立・展開を巡って、これまで種々の観点から研究が進められてきたのであるが、しかしながら、この語の概念については必ずしも明確な規定がなされているわけではなく、そのため、その成立や展開に関する議論のなかには、指標とする事例の相違のみならず、国家仏教の概念の相違という最も基本的な部分に対する共通認識の欠如によって評価の分かれている点が数多く見受けられる。七世紀後半から八世紀初頭にかけて、律令国家体制の成立に伴い施行された仏教の体制を一般に国家仏教と称するのであるが、論者はこれを「国家に従属してその管理下に置かれ、国家のために奉仕する義務を負った仏教」と明確に定義した上で、その成立・変容・再編の過程を、国家・王権と仏教との関係という一貫した視座の下に明らかにした。この点にまず本論文の第一の意義が認められる。

その成立に関しては、經典の制作・頒布による仏教思想の普及という政策が天武・持統朝に至って初めて積極的に展開されるようになることから、この時期こそ律令国家仏教体制志向の最大の画期と評価しうることを確認し、特にその教典が護国教典たる『金光明教』や『仁王経』であることに注目して、国家仏教志向の思想的・政治的意義を明らかにした点が重要である。従来の研究にあっては、国家は鎮護国家を目的とするさまざまな機能を仏教に期待し、在来の神祇信仰と併行、もしくはこれに優先して、仏教の呪術的な利用がなされてきたとされてきた。このような、もっぱら呪術的手段としての仏教の導入という観点に対して、論者は上記二経の教説が統治者たる国王の存在とその行為の正当性を保証し、それを前提として護国の功德がもたらされるとするものであること、すなわち、国王の君臨とその統治を肯定し、これを擁護する立場に他ならないことを指摘し、両經典が呪術的に利用されるというよりも、むしろその教説そのものの普及に力点の置かれたことを明らかにする。この時期はまた「現人神」天皇の思想が宣揚され、神祇祭祀の国家的体系化が図られた時期であるが、併せて護国經典による仏教思想の普及によって、より効果的な天皇制イデオロギーの確立と浸透を企図したものである。

このような律令国家仏教の体制下において、神祇信仰を基礎とし、その神権的性格に統治の根拠を置く天皇は、あくまで仏教の外に位置してこれを保護・統制する外護者としての立場にあり、仏教はこれに従属してもっぱら国王擁護・国土擁護の機能を果たすべく期待されたのであるが、このような関係は、国分二寺や東大寺・法華寺の造営に代表される大規模な仏教興隆政策の果てに聖武自ら「三宝の奴」と称し、退位して出家するという前代未聞の状態を現出した天平期に至って変容を遂げ、ひいては尼天皇称徳の即位と道鏡の法王就任を導くこととなる。このような聖武の仏教への傾斜の背景には、当時の不安な社会情勢に加え、皇后藤原光明子の影響が大きかったことが知られているが、論者はこれを単に光明子の仏教信仰という個人的な要因で解釈するのではなく、従来ほとんど目を向けられることのなかった当時の宮廷女性一般の仏教信仰という観点から、新たに宮廷仏教と国家仏教の関係として問題を捉えなおした。

宮廷仏教とは、国家仏教とは質を異にし、その内容は主として皇室関係者の治病延命祈願や故人の追善を目的とするもの

であり、国家仏教成立以前に遡って存在した。そのため、これを国家仏教の前段階と位置付ける見解も存在するが、論者はこれを却け、国家仏教成立後も両者は質を異にするものとして併存し、しかも天皇の宗教的性格に規制されて、その宮廷仏教の担い手は皇后をはじめとする宮廷女性達であったことを明らかにする。ここに光明子の存在は宮廷仏教の観点から捉えなおされ、天平期における国家仏教の変容についても、従来宮廷女性によって担われていた宮廷仏教の要素が国家仏教の体制に浸透し、両者が混合するに至ったものとの本質的評価がなされた点が重要である。その過程で光明子と特に関係の深い国分尼寺（法華滅罪之寺）創建の意義が分析され、従来法華滅罪の「滅罪」を女性の罪を減らすとの意味に解してきたことを否定し、その「罪」とは生死の罪、すなわち人間一般の罪をいうものであること、むしろそれとは逆に、『法華経』妙音菩薩品によって、後宮の女性が菩薩の化身であるという積極的な論理が奈良時代の宮廷女性の仏教信仰に作用していた可能性のあることが指摘された点も注目するに値する。

以上は、本論文の骨子に関わる事柄で特に意義の大きいと思われる点だけをあげたのであるが、新たに律令国家仏教の再編が図られた光仁・桓武朝の国家・王権と仏教の関係を巡る所説も含め、他にも本論文によって明らかにされ、また新たに注意が喚起された重要な問題は多い。その一々は省略するが、なかでも特筆すべきは仏教公伝戊午年説についての新見解である。従来は『日本書紀』の伝える壬申年（五五二）説を疑い、『元興寺縁起』の戊午年（五三八）説が有力視されてきたが、論者はこれを『元興寺縁起』の作成にあたって『上宮聖徳法王帝説』等が聖徳太子講経の年と伝える推古天皇六年戊午（五九八）、および阿倍内親王の誕生年であると同時に平城元興寺の創建の年でもある養老二年戊午（七一一）に因んで設定されたものに過ぎないと見る。かねてより問題の多い継体・欽明期の紀年問題にも関わる重大な問題提起である。

もとより本論文においても、或いは史料的制約に規制されて、また或いは個々の史料解釈を巡って、なお議論の余地を残す点も存在する。しかしそれらは今後に残された課題というべきものであり、古代仏教史研究に占める本論文の価値を大きく損なうようなものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2004年1月9日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。